|  |
| --- |
| 第　　号　　年　月　日　　様丸亀市長　　　　印　丸亀市保育士宿舎借り上げ事業補助金交付確定通知書補助金等交付確定通知書　　年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり確定したので、丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。 |
|  | １　交付年度 |  |  |
| ２　事　業　名 | 丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金 |
| 　３　補助金の　　　交付確定額 |  |
| ４　交付条件 | (１)　この補助金に係る文書について、丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)の規定に基づく文書の開示請求又は個人情報の開示の申出等があった場合は、当該条例の趣旨に添った対応をすること。(２)　この補助金は、丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。(３)　市長が必要であると認めるときは、職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。(４)　この補助金に係る文書については、法令に定めのあるものはその期間、その他のものは事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存すること。(５)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。(６)　丸亀市補助金等交付規則及び丸亀市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。(７)　概算請求による前払いをした場合は、速やかに精算しなければならない。 |
|  |